

領事手数料

平成24年4月1日以降

	種 別	手数料（ＪＤ）
旅 券 関 連	10年有効旅券	140.000
	5年有効旅券	96.000
	” 12歳未満	53.000
	限定旅券及び緊急旅券又は一往復用	53.000
	渡航先追加	14.000
	記載事項の訂正	8.000
	査証欄の増補	22.000
	渡航書の発給	22.000
	遺産の保護管理	遺産の額の2／100
証 明 関 係	遺言の公証（2号）	50.000
	国籍証明（19号）	38.500
	在留証明（20号）	10.500
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明（21号）	10.500
	職業証明（22号）	17.500
	翻訳証明（23号）	38.500
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの（24号イ）
		ロ. その他のもの（24号ロ）
	遺骨証明（25号）	22.000
	原産地証明（26号）	38.500
	日本品の外国輸入証明（27号）	33.500
	船内遺留品目録証明（28号）	8.000
	航行報告証明（29号）	11.500
	その他の証明（30号）	18.500
査 証 関 係	一般入国査証	一 般
		インド人
		イラン人
	数次入国査証	一 般
		インド人
		イラン人
	通過査証	一 般
		インド人
		イラン人
	再入国の許可の有効期間の延長	26.500
	難民旅行証明書の有効期間の延長	22.000

※ヨルダン人の査証手数料は無料です。